

電子文書の存在証明の「鍵」  
インピット  
**INPIT**がお預かりします

# タイムスタンプ 保管サービス

平成29年3月末  
サービス提供開始



利用  
無料

- 先使用权の立証に利用できます
- 情報を自社保有していた事実の証明にも利用できます

タイムスタンプ保管サービス



で検索



独立行政法人 工業所有権情報・研修館  
National Center for Industrial Property  
Information and Training

担当：知財戦略部 営業秘密管理担当  
03(3581)1101(内線 3841)

# 電子文書の作成された「時刻」が大切な理由



社内の技術・営業資料の多くが「**電子文書**」の形態で保管されており、紙媒体の資料は減少しつつあります。



自社の技術を先に特許出願され、裁判で先使用权の立証が必要になれば、社内の技術・営業資料が「**いつ**」の時点で作成されたのかの証明が重要です。



営業秘密の不正取得で提訴された場合、「**いつ**」の時点から自社が独自にその情報を作成・保有していたかの立証ができるかが結論を左右し得ます。

KEYWORD

**電子文書**

電子文書は作成・保管が容易な一方で、改ざんも容易であることから、その「原本」の成立の真正の立証には紙媒体の証拠資料とは別の難しさがあるといわれています。

KEYWORD

**先使用权**

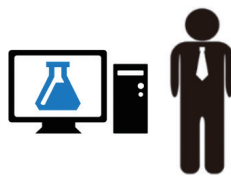
自社の技術やデザインについて、競合他社が特許権や意匠権などを先に取得した場合に、その出願前に事業として実施し、又はその準備をしていたときは、登録後も実施を継続できる権利です。

## タイムスタンプ保管サービスの仕組み

時刻認証業務認定事業者 (TSA)



ユーザ

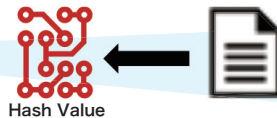


タイムスタンプ保管サービス



利用  
無料

① ユーザは、電子文書(原本)を暗号化して、ハッシュ値を生成し、時刻認証業務認定事業者(TSA)へ送信。



KEYWORD

**ハッシュ値**

元となるデータに対して、所定の演算処理をすることにより、求められる値で、同一の関数を使うと、元となるデータが同一の場合は同一のハッシュ値が得られます。また、ハッシュ値から元のデータを復元することは不可能です。

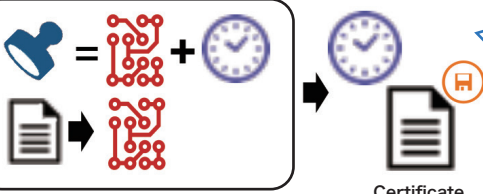


② 時刻認証業務認定事業者(TSA)は、ハッシュ値に時刻情報を付与したタイムスタンプトークンを発行し、ユーザへ送信。

③ ユーザは、タイムスタンプトークンを保管サービスへ預託します。ユーザは、必要に応じてタイムスタンプトークンを引き出します。また、ユーザは、預入証明書の発行を受けることもできます。



タイムスタンプトークンを公的機関で保管することによって、紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になります。



④ ユーザが保管している電子文書から生成したハッシュ値と、タイムスタンプトークン中のハッシュ値を比較し、同一であれば、タイムスタンプトークンに記録された時刻に保管されていた電子文書が存在したことが推測されます。